平成２２年（フ）第１７８号

兵庫県加古川市西神吉町大国449番地の３

債務者　塩平　隆二

1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　山崎　省吾

4　破産債権の届出期間　平成22年５月10日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月29日午前10時15分

6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

7　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで

神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２４号

兵庫県淡路市舟木436番地２　小倉団地102、前住所兵庫県淡路市富島367番地14

債務者　臼井　　寛

1　決定年月日時　平成22年４月７日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　芝崎　准一

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月28日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで

神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第１７４号

新潟市北区早通南５丁目２番24―45号

債務者　廣田　宰子（旧姓細川）

1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　菊池　弘之

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月18日午前10時30分

5　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで

新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１７号

兵庫県姫路市網干区高田377番地２、従前の住所兵庫県姫路市大津区西土井７番地21

債務者　井上　健次

1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　谷林　一憲

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月10日午前11時

5　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで

神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３号

山梨県上野原市上野原619番地３

債務者　杉本　義洋

1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　倉内　信崇

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月14日午前11時

5　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで

甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第３２７号

神戸市須磨区友が丘７丁目22番地　村松テラス、住民票上の住所神戸市須磨区白川台５丁目46番地の19

債務者　村本美千代

1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　白　　承豪

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月29日午前11時

5　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで

神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１６号

奈良県御所市大字三室619番地の12

債務者　清原　　進

1　決定年月日時　平成22年４月６日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　安藤　昌司

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月21日午前10時20分

5　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで

奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２３２７号

大阪府貝塚市堤207番地

債務者　長見　次男

1　決定年月日時　平成22年４月６日午前11時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　竹林竜太郎

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月16日午後３時

5　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３２８号

大阪府貝塚市堤207番地

債務者　長見千恵美

1　決定年月日時　平成22年４月６日午前11時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　竹林竜太郎

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月16日午後３時

5　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５８号

大阪府貝塚市王子326番地

債務者　南和鉄線こと　岡野　健治

1　決定年月日時　平成22年４月６日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　塩路　広海

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月６日午後１時10分

5　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１７３号

大阪府堺市南区城山台３丁４番80号、前住所大阪府和泉市芦部町90番地の１

債務者　近藤　静香

1　決定年月日時　平成22年４月６日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　塩路　広海

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月６日午後１時10分

5　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１８４号

大阪府和泉市内田町３丁目13番15号、前住所大阪府泉大津市二田町３丁目９番20号デムールノアンＢ―102号

債務者　河本　浩志

1　決定年月日時　平成22年４月６日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　塩路　広海

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月６日午後１時10分

5　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１９８号

大阪府岸和田市額原町260番地の６

債務者　冨田　敏男

1　決定年月日時　平成22年４月６日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　塩路　広海

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月６日午後１時10分

5　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで

大阪地方裁判所岸和田支部破産係